

山形県重粒子線がん治療患者支援事業について

県と市町村では、山形大学医学部附属病院で重粒子線がん治療を受ける方の負担を軽減するため、その治療費等の助成を行います。助成を希望される方は、お住まいの市町村に適宜お問い合わせのうえ、申請手続きをお願いします（裏面参照）。

1. 重粒子線によるがん治療

放射線治療の一種で、正常な臓器への負担が少なく、治療期間が短いといった特長があり、北海道・東北地方では、山形大学医学部附属病院での実施が初となります。

2. 助成となる患者の方

山形大学医学部附属病院において、公的医療保険対象外の先進医療として認められた重粒子線治療を受ける山形県民（※世帯の課税総所得が600万円を超える世帯は除く）

公的医療保険対象がんの治療費		公的医療保険対象外の治療費	
前立腺がん、骨軟部がん、頭頸部がん、肝細胞がん、肝内胆管がん、膵臓がん、大腸がん、子宮頸部腺がん	高額療養費制度の適用あり	先進医療が適用される左記以外のがん	314万円

3. 助成の内容

(1) 治療費助成制度

- 対象者：治療費を支払った患者本人（代理申請可）
- 照射治療費助成額：62万8千円を限度（先進医療特約保険等の給付額を除く）
- 助成の流れ



(2) 利子補給制度（一部市町村のみ）

- 対象者：ローンを借入れた患者本人・その同一の世帯の方・その親族の方
- 対象ローン：山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行の先進医療ローン
- 借入利子助成額：保証料率を含め年利率6%以内（照射治療費分、補給期間7年以内）
- 助成の流れ

